

## 学位論文要旨

愛媛県松山市方言における命令表現についての記述的研究

広島大学大学院教育学研究科  
教育学習科学専攻 教科教育学分野  
国語文化教育学領域

D180280 久保博雅

## 1. 本研究の背景と目的

本研究の対象は、愛媛県松山市方言（以下、松山市方言）の命令表現であり、特に以下の6つの形式の記述を行った（“[”はピッチの上昇，“]”はピッチの下降を表す。また、本稿で扱う方言は語頭の高起／低起の対立を有する方言であるため、語頭に付した“[”／“]”は高起／低起を表す）。

- |   |         |
|---|---------|
| (1) [イソイド]ンジャケン ハヨ <u>[カ]エ。</u><br>(急いでいるのだから早く買え。) | 【命令形】   |
| (2) ]ハヨ [ム]コ一 <u>[イキ。</u> （早く向こうに行け。）               | 【連用形】   |
| (3) [コノ カ]ミニ <u>オカ[キ。</u> （この紙に書きなさい。）              | 【オ+連用形】 |
| (4) [アシタ ]ロ[ク]ジニ <u>[オコシテ。</u> （明日6時に起こして。）         | 【テ形】    |
| (5) ]ハヨ <u>[ベンキョーセン]カ。</u> （早く勉強しなさい。）              | 【ンカ形】   |
| (6) [ヤリ]タインヤ[ロ。 <u>ヤラン]ケン。</u><br>(やりたいんでしょ。やつたら)   | 【ンケン形】  |

当該地域の文法研究は、言語地理学的に、西日本諸方言や瀬戸内海諸方言といった広い地域の方言差を扱う研究の中で取り上げられることはあったものの、個別の方言として詳細に記述したものは管見の限り見られない。命令表現については、当該方言は上記の通り、命令形、連用形、テ形の3形式を有する方言である。森（2016）は、近畿地方から中国、四国地方などにかけて、連用形による命令表現が地域的な連續性を持つこと、連用形による命令表現を持つ方言は他の形式（命令形、テ形）と発話機能に応じた使い分けがあることを述べている。命令形、連用形、テ形が用いられる命令表現体系は西日本各地で報告がなされており、松山市方言もまた同様の命令表現を持つ方言として共通する。

本研究は、以上のような松山市方言における命令表現の意味・発話機能・運用上の特徴の記述、およびそれらが相互にどのように関係するかを見出すことを目的としている。また、それを踏まえて、他方言との対照を行うことで、各形式の用法の一般性、及び松山市方言の用法の個別性についても言及した。

## 2. 本研究の方法

本研究におけるデータは、発表者の内省と面接調査によるものである。話者情報は次の通り（9名）。各話者のデータがどの章で用いられているかも合わせて示す。

話者 A 男性。1933年生。外住歴無し／第3・7章

話者 B 男性。1956年生。大学時代、県外に居住歴有り／第7章

話者 C 女性。1962年生。外住歴なし／第3章

話者 D 女性。1969年生。就職後、松山市外に居住歴有り／第7章

話者 E 男性。1978 年生。大学時代、県外に居住歴有り／第 7 章

話者 F 男性。1987 年生。就職後、県外に居住歴有り／第 7 章

話者 G 筆者。男性。1991 年生。高校卒業後、県外に居住／第 3・4・5・6・7 章

話者 H 男性。1994 年生。外住歴無し／第 6・7 章

話者 I 女性。2000 年生。高校卒業後、県外に居住／第 4・5・6・7 章

本研究で重視した観点として、音調がある。これまでの方言における命令表現の研究の多くは、記述が煩雑になるのを避けるため、音調の記述が十分に扱われてこなかった。筆者はそのことに問題意識を持ち、本稿では、音調を含めた形式ごとの発話機能や使用場面の特徴の記述を行った。

### 3. 各章の概要

#### 第1部 序論

本研究の前提知識として必要な先行研究や対象地域の基本的な情報を提示した。

#### 第1章 本研究の背景・目的・方法

第 1 章では、本研究の背景や方法（上述）、及び本研究の構成について述べた。

#### 第2章 先行研究

第 2 章は命令表現に関する先行研究について、標準語における研究と方言における研究に分けて取り上げた。まず、標準語の研究として命令表現の位置付けを確認した。高木（2009）は、命令表現を「はたらきかけのモダリティ」と述べる。その「はたらきかけ」について、仁田（1991）による位置付けを取り上げ、〈働きかけ〉のモダリティには「テンス（時制）の分化がない」「待ち望みの態度（命題の成立を望ましいものとする態度）を有する」「聞き手が存在する」といった特徴があることを確認した。

次に、命令表現が有する発話機能について、高木（2009）の記述から整理を行なった。命令表現には、強い強制力のあるはたらきかけ表現（＝〈命令〉）の他に、行為の実現を相手に頼む〈依頼〉や相手の利益になる行為の実現を促す〈勧め〉も含まれる。これらの命令表現は、その行為の「拘束力の強弱」と「その行為が聞き手の利益になるか否か」の 2 つの基準を用いて分類することができ、以下の表 1 のようにまとめられる。

表 1 命令表現の分類（高木 2009 に基づき一部改変）

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	① 《命令》	③ 《聞き手利益命令》
拘束力・弱	② 《依頼》	④ 《勧め》

また、高木は命令表現の形式の選択に関わる要素の一つに「発話行為と発話場面の関係」を挙げている。これは「行為要求」という発話行為が発話場面においてどのような意味を持つ

か」ということであり、以下の4タイプを挙げている。

指示：単なる行為の指示。発話場面と行為の実行の間に矛盾やタイミングを考慮しない。

現場指示：その行為が実行されるべきタイミングを示すもの。

違反矯正：すでに実行されているべき行為がまだ実行されていないという違反を正そうとするもの。

確認的指示：将来的に実行されるべき行為について念を押すかたちで指示するもの。

言における命令表現の発話機能と運用の研究においては、牧野（2008）が示した、話し手と聞き手の親疎関係（家族、非常に親しいソト、少し親しいソト）・上下関係を用いた枠組み（以下、表2）が広く用いられている。

表2 想定される聞き手の枠組み（牧野2008から一部改変して引用）

家族（＝ウチ）			非常に親しいソト		少し親しいソト	
下位へ	同等	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
親疎関係：親					親疎関係：疎	

本研究における記述は、命令表現の発話機能の4分類に基づいて行い、また、想定される聞き手については牧野（2008）が示した、話し手と聞き手の親疎関係（家族、非常に親しいソト、少し親しいソト）・上下関係を用いた枠組みを踏襲して行った。命令表現は場面に応じて選択される形式が異なるが、それらは高木（2009）による「発話行為と発話場面の関係」の観点を用いて記述した。高木は「指示」「現場指示」「違反矯正」「確認的指示」の4つを挙げているが、本研究ではこれらを「発話場面」と呼び、〔 〕で表現する（例：〔指示〕）。ただし、想定される場面はこれら4つに限らないため、本研究では適宜、発話場面にプラスされる条件を示す。

### 第3章 松山市方言の概観

第3章は研究対象である松山市方言についての概観を述べた。まず、愛媛県の方言区画について先行研究で述べられていることを整理し、次項図1のように方言区画図を示した。

松山市方言は中予方言に属する。アクセントは伝統的に京阪式であり、西日本諸方言に共通する様々な文法的特徴を有する。本章では、松山市方言の特徴として音韻体系、アクセント、活用体系の情報を示した。

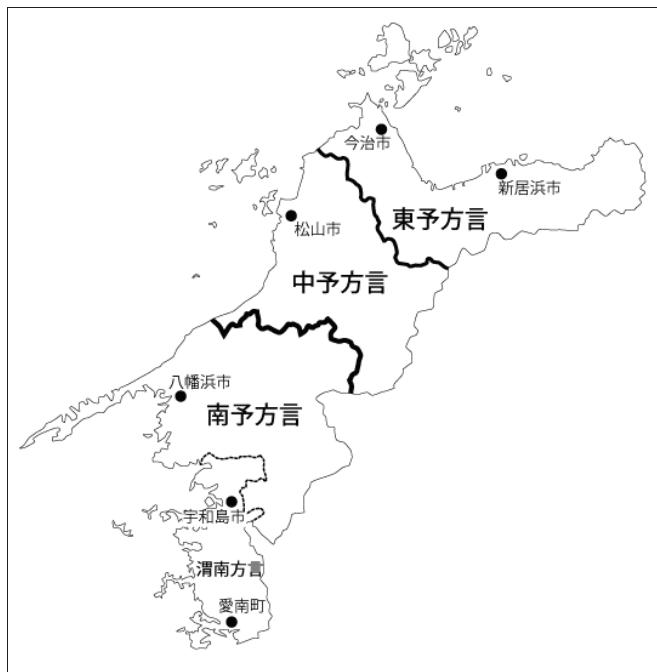


図1 愛媛県の方言区画

## 第II部 松山市方言における命令表現の記述

第II部では、筆者の調査を基に、松山市方言における命令表現の記述を行った。

### 第4章 命令表現の形式と音調

第4章では、各形式が有する音調を網羅的に整理する。松山市方言の主要な命令表現6つ、各形式がとり得る音調について網羅的に整理を行なった。その結果を表3のようにまとめた（当該表は第5章に掲載）。

表3 命令表現と音調

アクセント核	有核型			無核型		
	無標音調	上昇	下降	無標音調	上昇	下降
文末音調	○	—	○	—	—	—
命令形	—	—	—	○	○	○
連用形	—	—	—	○	○	○
オ+連用形	—	—	—	○	○	○
テ形	—	—	—	○	○	—
ンカ形	○	—	—	○	—	○
ンケン形	○	—	—	—	—	—

### 第5章 命令表現の発話機能と使用場面

第5章では、各形式+音調が有する発話機能と使用場面（発話場面含む）について、個別に記述を行なった。表3から、命令形に「有核型・無標音調」「有核型+下降音調」を、連

用形に「無核型・無標音調」「無核型+上昇音調」「無核型+下降音調」を、オ+連用形に「無核型・無標音調」「無核型+上昇音調」「無核型+下降音調」を、テ形に「無核型・無標音調」「無核型+上昇音調」を、ンカ形に「有核型・無標音調」「無核型・無標音調」「無核型+下降音調」を、ンケン形に「有核型・無標音調」を認め、それぞれが担う発話機能や使用場面について用例を挙げながら記述を行なった。これらの記述から、以下の2点を指摘した。

- ・上昇音調は「反応伺い」の場面で、下降音調は〔違反矯正〕の場面で用いられ、いずれも形式を越えて共通する。
- ・無標調では各形式で異なる特徴を有するが、伴う音調によって特定の共通した発話機能や使用場面に限定される。

## 第6章 命令表現に付く終助詞

第6章では終助詞が後接した形式の記述を行った。終助詞の使用には世代差があるため、記述も世代別に行う必要があるが、本研究では対象を青年層に限定し、また、形式は音調のバリエーションが多い連用形とテ形に限った。終助詞は「ヤ」「ヨ」に注目した。

終助詞が後接した場合の音調は、「順接音調」「低接音調」「順接疑問上昇音調」「低接疑問上昇音調」「強調上昇音調」「下降音調」の6つを認め、第5章までの方法に則り、命令表現に終助詞が後接した場合の音調を整理し記述した。その結果、次のことが明らかになった。

- ・「ヤ」「ヨ」はいずれも発話機能の拘束力を強化する。
- ・順接音調は聞き手への行為の促し、低接音調は「聞き手が行為を実行すべきだ」という話し手の態度、順接疑問上昇音調は反応伺い、低接疑問上昇音調は選択権のない反応伺い、強調上昇音調は〔現場指示〕、下降音調は〔違反矯正〕を表す。
- ・低接疑問上昇音調は終助詞が後接しない場合に対応する音調がない。したがって〔確認的指示〕は終助詞が後接しなければ表せない。
- ・「ヨ」は「ヤ」と異なり、聞き手の認識を改めさせることで行為実行を実現しようとする終助詞である。

## 第7章 ヌケン形

第7章では、本研究で扱う命令表現のうち特に特徴的なヌケン形の記述を行った。複数世代に渡る調査の結果、ヌケン形が担う発話機能は《勧め》のほかに《放任》《願望表出》があることが明らかになった。また音調や終助詞には、①「ヨ」の後接、②2パターンの音調、③「誘い」用法の3つの世代差が確認できた。

最後に、ヌケン形の成立過程を考察し、次のような過程で原因・理由の「ケン」から文法化したと結論付けた。

- 《非難》：「どうして行為を実行しなかったのか」という問い合わせに対する回答する形で用いられ、聞き手の行為の不実行（未達成）を非難する。
- 例：[聞き手の失敗を非難する] [チャ]ント [ジュ]ンビ [セン]ケンヨ。  
(ちゃんと準備しないからだ。)
- 《願望表出》：行為が不実行だったことに対する話し手の「不満に思う気持ち」から生じる「過去への願望」。
- 例：[チャ]ント [ジュ]ンビ [セン]ケンヨ。(ちゃんと準備しないからだ  
(すれば良かったのに／してほしかったなあ。))
- 《勧め》：話し手の願望が聞き手に持ちかけられ「勧め」となる。
- 例：[チャ]ント [ジュ]ンビ [セン]ケン(ヨ)。(ちゃんと準備したら。)
- 《放任》：《勧め》の機能を有する発話で用いられる形式は、《放任》の機能も有する。
- 例：[カッテニ {セン}ケン／シー／]オ[シ]。(勝手にしたら／しろ。)

### 第III部 松山市方言と他方言との対照

第III部では、松山市方言と他方言の命令表現の対照を行った。第II部で行なった松山市方言の記述の枠組みを用いて他方言を記述・対照を行うことで方言間の異同を見出し、松山市方言における命令表現の特徴を抽出することが本部の狙いである。

### 第8章 大阪市方言の命令表現

第8章では、先行研究を踏まえ、筆者による調査を基に大阪市方言の命令表現の記述を行なった。特徴は以下の通り。

音調：終助詞が後接しない場合、命令形は無標音調のみ、連用形とテ形では無標音調と序章音調が確認できた。いずれの形式も〔指示〕〔現場指示〕で用いられる。テ形は無標音調が《命令》，上昇音調が《依頼》と使い分けがなされている。〔違反矯正〕と〔確認的指示〕は終助詞が後接しない形では表すことはできない。終助詞が後接する場合、命令形には「ヤ」「ヨ」，連用形には「ヤ」，テ形には「ヤ」「ヨ」が後接する。「ヤ」は順接音調、低接音調、順接疑問上昇音調、低接疑問上昇音調、下降音調をとり、最も広く用いられている。「ヨ」は低接音調が確認された。

発話機能：発話機能と形式の対応について、次の表4のようにまとめる。

表4 本稿における大阪市の命令表現の機能と形式の対応

《命令》	《聞き手利益命令》
テ形、命令形	連用形、命令形
《依頼》 テ形	《勧め》 連用形

命令形は《命令》の機能を担う発話と《聞き手利益命令》の機能を担う発話で使用さ

れる。《命令》の機能を担う発話の場合、命令形を使用できる相手は親疎関係が親の同等以下であり、それ以外の聞き手には緊急性が高い場面でしか使用できない。《聞き手利益命令》の機能を担う発話の場合、命令形は目下の家族と親しい友人にのみ使用ができるが、〔違反矯正〕の場面に限る。連用形は《聞き手利益命令》の機能を担う発話と《勧め》の機能を担う発話で使用される。テ形は《命令》の機能を担う発話と《依頼》の機能を担う発話で使用される。

《命令》及び《依頼》の機能を担う発話に後接する終助詞はいずれも低接音調、もしくは下降音調で現れ、文末が下降する音調として共通する。《聞き手利益命令》の機能を担う発話に後接する終助詞は、上記の音調全てをとり得る。《勧め》の機能を担う発話では下降音調のみが確認できた。

使用場面：通常の〔指示〕には順接音調、低接音調、下降音調が用いるが、怒りや焦りの感情が伴う場合は低接音調のみである。また、必死に依頼を行う場面では下降音調が用いられる。〔違反矯正〕も総じて低接音調か下降音調を用いる。これらは総じて、行為指示の拘束力が強まる場面と言え、下降音調が拘束力を強化していると解釈できる。

〔確認的指示〕では順接音調、順接疑問上昇音調か低接疑問上昇音調を伴う。〔現場指示〕には特別な音調は確認されなかった。

## 第9章 神戸市方言の命令表現

第9章では、先行研究を踏まえ、筆者による調査を基に神戸市方言の命令表現の記述を行なった。特徴は以下の通り。

音調：終助詞が後接しない場合、いずれの形式も無標音調しか得られておらず、〔指示〕と〔現場指示〕で用いられることが共通している。〔違反矯正〕と〔確認的指示〕は、終助詞が後接しない形では表すことはできない。終助詞が後接する場合、命令形には「ヤ」「ヨ」、連用形には「ヤ」、テ形には「ヤ」「ヨ」「ナ」が後接する。「ヤ」は順接音調、低接音調、順接疑問上昇音調、下降音調をとり、最も広く用いられている。「ヨ」は低接音調、「ナ」は順接音調が確認された。

発話機能：発話機能と形式の対応について、発話機能ごとにまとめると次の表5のようになる。

表5 本稿における神戸市の命令表現の機能と形式の対応

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》 テ形、命令形	《聞き手利益命令》 連用形、意志形
拘束力・弱	《依頼》 テ形	《勧め》 連用形

命令形は《命令》の機能のみを担い、緊急性がある場面であれば、全ての聞き手に命令形を使用することができる。その他、話し手が怒りなどの感情を伴っている場合であ

れば、親疎関係が親の同等以下に使用が可能である。連用形は《聞き手利益命令》と《勧め》の機能を担う。テ形は《命令》と《依頼》の機能を担い、特に話し手利益性が高い発話で使用される。意志形（神戸市の特徴的な形式）は《聞き手利益命令》の機能を担う。聞き手が望ましいとされる行為を行なっていない場合に違反矯正的に用いられる。以上のことから、神戸市方言の命令表現は、話し手利益の行為指示にはテ形、聞き手利益の行為指示には連用形という明確な使い分けが存在していることが分かる。

《命令》の機能を担う発話は、「ナ」以外の終助詞ではいずれも低接音調、もしくは下降音調で現れ、文末が下降する音調として共通する。《依頼》の機能を担う発話に後接する終助詞は全て低接音調、もしくは下降音調をとる。《聞き手利益命令》の機能を担う発話では順接音調、順接疑問上昇音調、下降音調をとり、使用場面もそれぞれに応じて異なる。《勧め》の機能を担う発話では終助詞が後接する形式は確認できなかった。使用場面：ニュートラルな〔指示〕であれば無標音調や順接音調が用いられる。一方、〔違反矯正〕や、感情（怒り・焦り）、必死さを伴う〔指示〕の場合は低接音調や下降音調、すなわち文末が下降する音調が用いられる。これらは総じて、行為指示の拘束力が強まる場面と言え、下降音調が拘束力を強化していると解釈できる。〔確認的指示〕では順接音調が用いられるほか、順接疑問上昇音調が用いられ、文末上昇の音調が唯一現れる。〔現場指示〕には特別な音調は確認されなかった。

## 第 10 章 福岡市方言の命令表現

第 10 章では、先行研究を踏まえ、筆者による調査を基に福岡市方言の命令表現の記述を行なった。特徴は以下の通り。

音調：終助詞が後接しない場合、命令形とテ形が無標音調で、連用形が上昇音調で確認された。連用形で無標音調は許容されない。総じて活用形単独の場合に下降音調を伴うことはない。終助詞が後接する場合、各形式に後接する終助詞は、命令形には「ッテ」、連用形には「ッテ」「ネ」「ヨ」、テ形には「ッテ」「ネ」である。「ッテ」は低接音調、「ネ」は強調上昇音調と低接疑問上昇音調「ヨ」は下降音調をとる。

発話機能：発話機能と形式の対応について、発話機能ごとにまとめると以下の表 6 のようになる。

表 6 本稿における福岡市の命令表現の機能と形式の対応

《命令》 テ形、命令形	《聞き手利益命令》 連用形、命令形
《依頼》 テ形	《勧め》 連用形、命令形

命令形は《聞き手利益命令》《勧め》を担う発話の場合に用いられるが、聞き手は家族の下位、及び非常に親しいソト（《勧め》の機能を担う発話では下位を除く）に限定

される。緊急性が高い場面であれば《命令》として用いられ、その場合は聞き手との関係を問わない。連用形は《聞き手利益命令》《勧め》で、テ形は《命令》《依頼》で用いられる。

《命令》《依頼》の機能を担う発話はいずれも低接音調、もしくは低接疑問上昇音調をとる。《聞き手利益命令》の機能を担う発話は低接音調、強調上昇音調、下降音調をとり、使用場面もそれぞれ異なる。

使用場面：ニュートラルな指示であれば強調上昇音調が用いられる。必死さを伴う〔指示〕と〔違反矯正〕は総じて「ッテ」が低接音調で後接する。〔確認的指示〕では総じて終助詞「ネ」が強調上昇音調、または低接疑問上昇音調で後接し、いずれも上昇音調という点で共通する。特定の終助詞を後接させることで、その行為指示に特定の意味を与えていることが明らかになった。

## 第11章 対照

松山市方言固有の特徴は、発話機能において、連用形が《命令》の機能を担えることである。松山市方言における連用形は、他方言と比べると聞き手利益性が弱く、幅広く使用できるようになっていると言える。文末音調については、終助詞を後接しない命令表現で、松山市方言のみ上昇音調と下降音調を有することが分かり、特に下降音調を伴えるのは松山市方言だけであることが明らかになった。この下降音調は〔違反矯正〕に用いられるものであり、今回記述した方言で、松山市方言が唯一〔違反矯正〕が終助詞を後接させずに表現できる方言であることが明らかになった。

## 第IV部 結論

第IV部は「結論」とし、第12章で本稿のまとめと今後の課題・展望を述べた。

## 第12章 松山市方言の命令表現

これまでの記述をまとめ、今後の課題と展望を示した。従来の研究では、音調の情報は捨象されやすく十分に扱われてこなかったが、本研究で得た知見から、音調の情報が命令表現の用法や体系の正確な記述に必要不可欠であると言える。命令表現の研究は牧野（2008）により一つのフォーマットが提示されたが、そこに音調の情報や終助詞、発話場面の観点を加えることで、より多様で正確な記述を行うことができた。その一方で、扱う情報が多くなり、特に終助詞を含めた記述の場合は、本研究では十分に整理しきれず渾然一体とした記述となつた。また、発話機能や音調に注力したために、終助詞固有の意味には十分に言及できなくなつた。今後は、そのような今回加えた情報・観点を含めた記述がいかにわかりやすく整然と行うことができるかを考えたい。そして、今回行なった他方言との対照のように、方言間の対照が行いやすい枠組みの構築を目指し、牧野の枠組みのアップデートを図りたい。